

【鵜の田尾トンネル防災設備点検仕様書】

本業務は、鵜の田尾トンネルの非常用設備について、常に確実に動作させるために定期的な保守点検整備を行うものである。

(1) 点検場所

徳島県阿波市土成町宮川内～香川県東かがわ市西山 一般国道318号（鵜の田尾トンネル）

(2) 点検作業内容

- ① 香川県側、徳島県側、各操作盤の単独点検。
- ② 香川県側、徳島県側、各操作盤との表示盤連動点検。
- ③ トンネル内非常通報装置（非常電話設備含む）の単独点検。
- ④ 各設備（操作盤、非常通報装置、消防隊装置）間の通話確認。
- ⑤ 長尾土木事務所、東部県土整備局吉野川庁舎、東かがわ警察署、阿波吉野川警察署(阿波分庁舎)、大川広域消防署、徳島中央広域連合消防署の遠制御盤及び遠制監視盤の点検。
- ⑥ 香川県側・徳島県側の各操作盤、トンネル内非常通報装置と長尾土木事務所、東部県土整備局吉野川庁舎、東かがわ警察署、阿波吉野川警察署(阿波分庁舎)、大川広域消防署、徳島中央広域連合消防署の遠制御盤及び遠制監視盤の連動操作確認
- ⑦ トンネル内非常電話設備と香川県警通信司令室、徳島県警通信司令室、大川広域消防署、徳島中央広域連合消防署間の通話確認
- ⑧ トンネル内誘導表示板・非常電話案内板及び消火器の清掃

(3) 防災設備点検は、下記事項の点検を実施するものとする。

① 個別点検

電気通信施設点検基準(案)【個別点検】(R7.3 国土交通省)により点検を実施すること。

なお、トンネル内誘導表示板・非常電話案内板及び消火器については、据え付け伏態・ネジ・ボルトのゆるみ等の確認及び締付け、各機器の確認・清掃を行うこと。

② 総合点検

電気通信施設点検基準(案)【総合点検】(R7.3 国土交通省)により点検を実施すること。

主・副制御盤、非常通報装置、警告表示板、受信制御盤、監視制御盤間の連動試験を行い、防災設備としての機能が損なわれていないことを確認すること。

(4) 点検の実施にあたり、添付の「点検報告書様式」による点検内容を想定しているが、受注者は事前に点検内容について、調査職員の承認

を得ること。

- (5) 現地調整試験作業にあたっては、担当者と十分打合せを行い、安全に留意し実施するものとする。また、交通規制等は徳島県所轄警察及び徳島県土整備局とも十分な協議を行い必要な手続きを行うこと。